

訪問買い取りをきっかけとした犯罪まがいのトラブル



購入業者が自宅に来て物品を買い取るという訪問購入に関するトラブルが引き続き多く寄せられています。主に80歳以上の女性からの相談が多く、特に注意いただきたいトラブルです。

相談事例



・何でも買い取ります。
・貧しい国に寄付をします。

貴金属も見せて
いただけますか？



・身に付けていた指輪を要求された
・少し目を離した際に貴金属がなくなっていた
・適正価格をはるかに下回る金額で買い取られた
など



注意

- 盗難被害にあったおそれがある事例のような、犯罪まがいの行為が行われている可能性があります。
- 特定商取引法で禁止されている飛び込み勧誘を行うなど、法律違反の疑いのある行為が行われています。
- 「どんなものでも買い取る」「貧しい国に寄付する」など、消費者の心理的ハードルを下げ、親切心に訴えて勧誘するケースも見られます。
- 加齢などによる判断力の低下につけこんだ事例が多くみられます。

ポイント

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。また、突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにして、話を聞く場合でも玄関ドアを開けないようにしましょう。
- 訪問を承諾する場合でも、一人で対応することは避けてください。また、貴金属を業者に求められても、売却の意思がない場合は見せないでください。
- トラブルになった場合や不安がある場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。少しでも疑問や不安を感じたら、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

